

『相続税大増税時代に突入!』

〜ほとんどの相続問題は生命保険で解決できる!〜

「講師」株式会社吉澤相続事務所 代表取締役 吉澤 諭 様

5月16日、平成28年度JAIFA東京協会支部報告会の第2部において「春の研修会 記念セミナー」を開催。相続コンサルティングの第一人者である吉澤諭様に、生命保険を活用した相続対策について講演いただきました。

相続税の申告書を目にすることで トラブルに発展するケースもある

皆さんご存知のように、相続税の改正によって平成27年以降に発生した相続については相続税の基礎控除額が引き下げられました^{*1}。このことよって何が起こってくるかという、改正前から相続税がかかる人はさらに税負担が重くなり、これまでに相続税とは無縁だと思っていた人にも相続税がかかってくることになりました。

つまり、相続対策が一部の富裕層のものだけでなく、一般的な世帯にも関わる身近な存在になったということです。直近の数字で見ると、相続発生件数（死亡者数）は日本全体で年間126・8万人。そのうち相続税が課せられたのは5・

4万件で、割合にすると4・3%です。これを東京都で見ると課税割合は9・4%、東京23区に限ると10・

1%と、東京では10件の相続のうち1件は相続税を払っているのです。

ところがこの数字は平成25年、相続税改正前のものです。基礎控除額の引下げに加えて小規模宅地等の特例の要件の厳格化などの影響を考慮すると、改正後である27年以降の課税割合は、全国で10・15%、東京23区では30・40%まで高まる可能性があります。あるとも言われています。

相続税を払う人が増えると、相続税の申告書を目にする人が増えることとなります。そうになると、例えば相続財産が家と少しの預貯金しかない場合、長男が家を、他の兄弟姉妹が預貯金を相続したとします。相続税の申告書には相続人全員の判が必

要ですから、長男が相続する家の評価額がいくらか他の兄弟姉妹も知ることになり、「争族」と呼べるトラブルが増えてくることになるでしょう。

よく「うちは財産なんてないから、相続の心配なんて全然ない」という人がいます。しかし、そういう人こそ実は心配なんです。というのも、「相続税」と「相続」は別ものだからです。

先ほど申し上げた課税件数5・4万件に対して、家庭裁判所へ寄せられた相続関係の相談は年間17・4万件（平成24年）にのぼります。また、遺産分割で採めて審判・調停になり調停等が成立した遺産分割事件1・5万件のうち、約4分の3が遺産規模が5000万円以下です。で、大多数は相続税がかからないケースで採めていたのです^{*2}。

受取人指定のある生命保険で 特定の人に多く財産を残す

そこで「争族」にならないための遺産分割対策として、生命保険でできることを紹介します。

次のような家族がいたとします。

父親は故人、母親は高齢で、子どもは長女と長男がいます。母親の財産は不動産6000万円、現金・預貯金・有価証券などが6000万円です。この場合、相続税の対象となる

財産と遺産分割の対象となる財産は同じで、1億2000万円です。しかし、長男が母親の面倒を見ていたので、母親は長男に多く財産を残したいと考えています。

そこで役立つのが生命保険です。現金や預貯金などから2000万円を取り崩し、契約者・被保険者・母親、受取人…長男の一時払いの終身保険に加入します（保険料＝保険金と仮定）。そうすると、相続が発生して長男が受け取る死亡保険金2000万円は「みなし相続財産」として相続税が課税されますが、相続税法12条の「相続税の非課税財産」^{*3}が適用されますので、1000万円は非課税となり、課税対象となる財産は1億1000万円となります。

一方、遺産分割の対象となる財産は1億円です。これを2人で分けるので、それぞれの相続分は長女5000万円、長男5000万円と

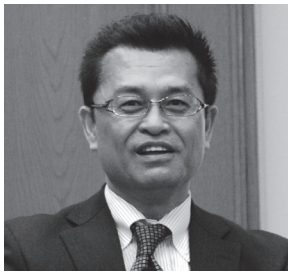
*1 改正後の遺産にかかる基礎控除額：3,000万円+600万円×法定相続人の数

*2 改正前の遺産にかかる基礎控除額：5,000万円+1,000万円×法定相続人の数

なります。ただし、長男にはこの他に保険金2000万円が加わり、合計7000万円になります。

ご存知のように、保険金は原則、「受取人固有の財産」として遺産分割の対象外です。特別受益にはあたりませんので、特定の相続人にお金を渡すことができます。これが保険の強みであって、仮に遺言で同じことをやろうとすると、遺留分などの問題が出てしまうわけです。

次に、父親と母親、子どもは兄弟3人で、長男が家業を継いでいるケースを見てみましょう。中小企業のオーナーや農家などがこれにあてはまります。例えば、父親が遺言により自社株や田畑を長男一人に相続させたいと考えたときです。父親の財産が自社株や田畑だけであれば、次男と三男が相続する財産がありません。とはいえ、自社株や田畑を弟



たちに分けようとしてしまうと長男が家業を続けていくのが難しくなってしまう。

そこで有効なのが、契約者・被保険者・父親、受取人・長男という生命保険です。仮に長男が相続した自社株や田畑の評価額が6000万円だとしたら、死亡保険金3000万円を長男が受け取り、それを原資として次男と三男にそれぞれ1000万円ずつ、代償金として交付するので。

12条の非課税枠の優位性を数字を挙げて具体的に説く

生命保険のできるもう1つのこととが、相続税の納税資金の確保です。相続税は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10カ月以内に、金銭で一括納付するのが原則です。ところが、相続が発生した場合、被相続人名義の預貯金や有価証券は凍結され、原則として相続手続きが完了するまで引き出すことはできなくなります。また、遺産分割が成立しない、相続人の中に行方不明者がいる、必要書類が揃わないといったトラブルが発生して、遺産分割協議書が調わなくても、法定相続分に従って「10カ月以内に金銭で一括納付」という原則は変わりませ

ん。

ということは、期限内に相続人全員の足並みが揃わないと預貯金や有価証券を金融機関から引き出すことができませんので、延滞税を払わないうで済ますには相続人固有の財産から相続税を納めなければならない事態が生じてしまいます。このような場合にも有効なのが生命保険です。

相続税法12条の効果的な見せ方についても触れておきます。お客さまに生命保険には非課税枠があると説明しても、そのメリットをなかなか理解してくれないようなときは、次のように具体的に数字をお知らせするのがいいと思います。

例えば、被相続人となるのが父親、相続人が子ども2人、相続財産が1億円なら、相続税は770万円です。仮に財産のうち1000万円が、契約者・被保険者・父親、受取人・子どもの一時払いの保険（保険料＝保険金と仮定）に加入すれば、1000万円がそっくり非課税となります^{※3}。そうすると相続財産9000万円に対する相続税は620万円になるので、150万円ほど税負担が軽減できます。

お客さまには、もしも1000万円の定期預金で、税引後の利息150万円を得るには何年必要になるのかを想像してもらおうのです。仮に年利0.5%で複利運用なら約36年かかります。このマイナス金利の状況なら気の遠くなる年月がかかるはず。それに比べて保険がいかに有利かが分かるでしょう。

受取人が相続人に指定されている死亡保険金は「みなし相続財産」であり、遺産分割の対象財産にも遺留分の算定基礎財産にもなりません（あくまで原則であり、例外がありますのでご注意ください）。この特長を活かして、皆さんのお客さまには、相続に備えた適切なアドバイスを行ってください。

◆抄録◆

「よしぞわ・さとし」1966年東京生まれ。大学卒業後、住友信託銀行現・三井住友信託銀行に入社し、個人富裕層・資産家取引、不動産開発事業、企業年金等の業務に従事。00年独立系財産コンサルティング会社に転職し、都市型農家を中心とした土地持ち資産家の相続対策等コンサルティング業務に従事。02年あおぞら銀行に入行し、FP営業推進室長として、個人富裕層・中小企業オーナーを対象とした相続対策・事業承継・遺言・不動産等のFP業務に従事。14年株式会社吉澤相続事務所を設立。豊富な実務経験を活かし、「答えを出す」をモットーに、「相続」に特化したコンサルティングとして、顧客向けセミナーや企業研修・勉強会の講師、個別相談、コンサルティング、執筆、監修等活動中。

※3 相続税の非課税財産：500万円×法定相続人の数（このケースでは2人）